



中津市監査委員告示第 3 号

令和2年12月21日付け中監第536号で提出した財政援助団体等監査の報告に対し、中津市長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月15日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 財政援助団体等監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 有限会社野村</p> <p>[指定管理施設名] 道の駅やまくに</p> <p>[所管部局・課] 山国支所地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾を受けないまま業務を行っていた。 所管課から早急に自主事業の承諾を受けるよう求める。</p> <p>②自動販売機の手数料収入及び物販イベントの使用料収入の一部について、雑収入で計上すべきところ、事業収入の売店売上で計上されていた。 また、予算額が記載されておらず、支出は4つの項目（人件費、管理費、事業費、売上原価）で金額をまとめており、科目ごとの内容把握が難しいため、収支決算報告書の修正を求める。</p> <p>③緊急時の対応について、危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知を図るなど、緊急時や災害時などに対応できる体制づくりを求める。</p> <p>④情報発信について、道の駅やまくにのホームページやパンフレットが作成されていなかったため、作成の検討を求める。</p> <p>⑤売店のレジスターについて、キャッシュレスやクレジット決済に対応できていないため、対応の検討を求める。</p> <p>⑥レストラン、売店、トイレの外国語表記が行われていないため、外国語表記の対応の検討を求める。</p>	<p>①自主事業について、事業計画書を提出し、承諾を受けました。 今後は、事前に承認を受けるように致します。</p> <p>②収入及び支出の決算を是正し、収支決算書を再提出しました。 今後は、収支決算書について、支出内容がわかるよう科目ごとの予算額及び決算額を記載します。</p> <p>③危機管理マニュアルを作成し、従業員に周知しました。</p> <p>④現在、フェイスブックにて、情報発信をしています。 道の駅やまくにの広報宣伝として、ホームページやパンフレットの作成を検討していきます。</p> <p>⑤キャッシュレスやクレジット決済については、導入経費もかかることから、今後検討をしていきます。</p> <p>⑥外国語表記については、作成をして対応致しました。</p>	

⑦レストラン営業終了後のホールやテラスは使用されていないため、イベントの貸出しや体験プログラムを実施するなど活用の検討を求める。

⑧サイクリングロードに近く、サイクリングの立ち寄りスポットとして活用されるよう、サイクリング企画の実施など検討を求める。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①自主事業については、基本協定書において、事業計画書を提出し事前に市長の承諾を受けなくてはならないと定められているが、文書による承諾をしないまま業務を行っていた。

指定管理者から早急に自主事業の承認申請を提出させ、承認を行うことを求める。

②収支決算報告書について、収入及び支出の予算額が記載されていない。

また、支出の項目ごとにまとめた金額のみを計上し、内訳の科目ごとの金額が記載されていないため、経費の詳細の把握が難しい。

令和元年度より指定管理委託料の支払いを開始しているため、収支決算内容の把握は重要である。

予算額及び支出の項目の内訳が科目ごとに記載できるよう収支決算書の様式を訂正し、再提出の指導と確実な決算内容の把握を求める。

③協定書の備品の管理について、中津市物品会計規則に基づく標識（備品シール）が一部付されてなく管理が不十分であるため、早急に標識を付し適正な備品管理を求める。

また、協定書（48件）と仕様書（68件）と件数に相違があるため、協定書及び仕様書の修正及び指定管理者が購入した備品等（Ⅱ種）の追加を求める。

④県管理のトイレや休憩所について、トイレの設備や休憩所のテーブルやイスなどが古く、自転車やバイクの駐輪スペースの標記もないため、県にリニューアルの要望や協議を継続的に行うよう求める。

また、駐車場の区画線が消えかかっているため、安全面を考慮し、早急に対応を協議するよう求める。

⑦新型コロナウイルスが収束しましたら、イベント等を中津市と連携して計画していきます。

⑧中津市のサイクリング企画と連携して行ないます。

①自主事業の承諾について、事業計画書を提出させ、文書による承諾を行いました。

今後は、事前の提出を求め、適正な事務処理に努めます。

②修正された収支決算書を受領しました。

今後は、事業報告書について、報告内容を十分精査し適正な収支決算額の把握に努めます。

③令和3年3月中旬までに協定書・仕様書・備品台帳・備品ラベル表示の整理を行ないます。

今後も適正な備品管理に努めます。

④今後も県にリニューアルの要望や協議を継続的に行ないます。

また、駐車場の区画線については、修理の要望を行いました。

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 財政援助団体等監査

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 社会福祉法人慈光会</p> <p>[指定管理施設名] 八千代保育園</p> <p>[所管部局・課] 福祉部保育施設運営室</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①指定管理者仕様書にて、毎月10日までに月間指導計画書（保育業務の内容等を把握できるもの）を作成し提出することとなっているが、月間指導計画書の提出がなかった。 指定管理者仕様書に基づく月間指導計画書の提出を求める。</p> <p>②八千代保育園のホームページが作成されていなかった。 保育園への入所促進及び保育士の確保には、保育園の積極的な広報が必要と考えられるため、ホームページの作成の検討を求める。</p> <p>③令和元年度の収支は5,911,415円となり、そのうち4,000,000円を保育所施設・設備整備として積立している。 今後は、将来的な施設・設備整備に向けて、積立金の有効活用を求める。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>①指定管理者仕様書にて、毎月10日までに月間指導計画書（保育業務の内容等を把握できるもの）を指定管理者から受領することとなっているが、月間指導計画書の受領がない。 指定管理者に、仕様書に基づく月間指導計画書の提出指導を行い、業務の実施状況の確認を求める。</p>	<p>①ご指摘のとおり、月間指導計画書が未提出でした。令和2年度分から月間指導計画書を提出しました。 今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>②「八千代保育園」のホームページについては、現在、作成や掲載方法を検討中です。</p> <p>③当法人は旧下毛郡の本耶馬溪地域では唯一の保育事業者であるため、今後も健全な運営の継続と積立金の有効活用に努めます。</p> <p>①ご指摘のとおり、月間指導計画書が未受領でした。 令和2年度の月間指導計画書を受領し、業務の実施状況の確認を行いました。 今後は、適正な事務処理に努めます。</p>	

<p>②指定管理者仕様書にて、事業実施要綱に基づき中津市の基準で指定管理者が利用料金を徴収するものと定めている。</p> <p>延長保育実施要綱では、1時間当たり100円と定めているが、指定管理者は200円を徴収している。</p> <p>また、一時預かり実施要綱では、4時間未満800円、4時間以上1,600円と定めているが、指定管理者は8:30～12:30 700円、12:30～16:30 700円を徴収している。</p> <p>指定管理者仕様書及び実施要綱に基づく中津市と同一基準での利用料金の徴収指導を求める。</p> <p>③令和元年10月から指定管理者は、給食費4,500円を徴収しているが、協定書や仕様書に給食費についての定めがない。</p> <p>指定管理者に給食費を徴収させ、その料金を指定管理者の収入とするのであれば、協定書や仕様書にその旨を記載するなどの検討を求める。</p> <p>④令和元年度収支決算報告書では、収支が5,911,415円となり、そのうち4,000,000円を保育所施設・設備整備として積立てられている。</p> <p>今後の方針として、施設の民間譲渡か指定管理継続となるか条件を整備し協議を重ね、今までの積立金が有効に活用されるよう求める。</p> <p>⑤指定管理委託料の算定方法について、国の措置費単価に準じた算定で指定管理委託料の支払いを行っており、ここ数年の収支状況は黒字経営が続いている。</p> <p>今後、指定管理の継続となった場合は、指定管理委託料の算定について、国の措置費単価に準じた算定ではなく、毎年度の支出経費の実績に基づいた中津市独自の算定を行うなど算定方法の早期検討を求める。</p>	<p>②ご指摘のとおりです。</p> <p>料金設定について、指定管理者と協議し、令和3年4月分より、中津市と同一基準での利用料金の徴収を行うよう調整しています。</p> <p>③ご指摘のとおり、給食費についての定めがありませんでした。</p> <p>令和3年4月より、給食費について金額や徴収方法等を仕様書に記載します。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めます。</p> <p>④指定管理の指定期限は令和3年度末です。</p> <p>また、当該法人は旧下毛郡の本耶馬溪地域では唯一の保育事業者であるため、施設の運営継続に向け、その方法及び条件の見直しも含めて随時協議を行っていきます。</p> <p>⑤指定管理の更新前には指定管理委託料の算定について、中津市独自の算定方法を検討していきます。</p>
---	--